

## モニタリング結果報告書

平成20年8月

モニタリングの対象となる 施策目標	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと
----------------------	--

## 1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	VII	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
施策目標	5	戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること
施策目標	5-1	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと
個別目標 1		戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づく援護を迅速かつ適切に行うこと
		(主な事務事業) ・戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく遺族等年金の支給 ・各種特別給付金及び特別弔慰金の支給 ・戦傷病者特別援護法に基づく戦傷病者に対する療養の給付等の援護
個別目標 2		戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えること
		(主な事務事業) ・昭和館の運営 ・しょうけい館の運営
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等 国家補償の精神に基づき、戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護を実施しており、また、昭和館及びしょうけい館において戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を広く国民に継承する事業を行う。		
2 根拠法令等 ○戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号) ○戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号) 等		
主管部局・課室	社会・援護局	援護課
関係部局・課室	社会・援護局	援護企画課

## 2. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 援護年金受給者数(単位:人) (-)	31,313 【-】	28,590 【-】	26,035 【-】	23,781 【-】	21,210 【-】
2 戦傷病者手帳の交付人数(単位:人) (-)	56,610 【-】	51,692 【-】	46,956 【-】	43,005 【-】	集計中
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、社会・援護局援護課審査室調べによる。 ・指標2は、「福祉行政報告例(社会福祉行政業務報告)」(厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課)によるが、平成19年度の数値は集計中であり、平成20年9月に公表予定である。 【参考】厚生労働省ホームページ <a href="http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/06/kekka9.html">http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/06/kekka9.html</a>					

## 3. 個別目標に関する評価

個別目標1						
戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づく援護を迅速かつ適切に行うこと						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	援護年金受給者数(単位:人) (-) ※ 施策目標に係る指標1と同じ。	31,313 【-】	28,590 【-】	26,035 【-】	23,781 【-】	21,210 【-】
2	戦傷病者手帳の交付人数(単位:人) (-) ※ 施策目標に係る指標2と同じ。	56,610 【-】	51,692 【-】	49,956 【-】	43,005 【-】	集計中
3	各種特別給付金及び特別弔慰金に係る請求期間満了から1年以内に処理した割合(単位:%) (100%/毎年度)		-	99.6 注1 【99.6%】	99.7 注2 【99.7%】	-
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>指標1は、社会・援護局援護課審査室調べによる。</li> <li>指標2は、「福祉行政報告例(社会福祉行政業務報告)」(厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課)によるが、平成19年度の数値は集計中であり、平成20年9月に公表予定である。</li> </ul>						
【参考】厚生労働省ホームページ <a href="http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/06/kekka9.html">http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/06/kekka9.html</a>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>指標3は、厚生労働省社会・援護局援護課調べによる。なお、この指標における割合とは、各種特別給付金又は特別弔慰金ごとに、その請求期間(3年間)内に申請を受けた件数のうち、当該請求期間及びその後1年の計4年の間に処理した件数の割合を指すものである。</li> <li>注1：戦没者等の妻に対する特別給付金(請求期間が平成13年10月1日から平成16年9月30日までの第20回特別給付金)に係る数値である。</li> <li>注2：戦没者の父母等に対する特別給付金及び戦没者等の妻に対する特別給付金(請求期間が平成15年4月1日から平成18年3月31日までの第21回及び第22回特別給付金)に係る数値である。</li> </ul>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名：戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく遺族等年金の支給						
平成19年度：43,264百万円						
予算額：一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )						
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )						
概要：戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき、軍人軍属等であった戦傷病者等及び戦争公務等で死亡した軍人軍属等の遺族に対して援護年金(障害年金、遺族年金等)を支給する。						
事務事業名：各種特別給付金及び特別弔慰金の支給						
平成19年度：856百万円(補助割合：[国10/10])						
予算額：一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )						
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )						
概要：戦没者等の妻、戦傷病者等の妻及び戦没者の父母等に対して特別給付金を、戦没者等の遺族に対して特別弔慰金を、それぞれ個別法に基づき支給する。						

事務事業名	戦傷病者特別援護法に基づく戦傷病者に対する療養の給付等の援護
平成19年度 予 算 額	946百万円（補助割合：[国10/10]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	戦傷病者特別援護法に基づき、戦傷病者に対して、戦傷病者手帳を交付し、療養の給付、補装具の支給等の援護や戦傷病者相談員による相談・指導を行う。

個別目標 2						
戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	昭和館の年間入場者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	257,422 【114.2%】	257,459 【100.0%】	283,386 【110.1%】	272,215 【96.1%】	315,724 【116.0%】
2	しょうけい館の年間入場者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	—	—	3,356 【—】	98,243 【297.0%】	103,312 【105.2%】
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>指標1は、昭和館調べによる。 【参考】昭和館ホームページ <a href="http://www.showakan.go.jp/">http://www.showakan.go.jp/</a></li> <li>指標2は、しょうけい館調べによる。(カウンターは重複計上等がある。) なお、しょうけい館は平成18年3月20日に開館したものである。 【参考】しょうけい館ホームページ <a href="http://www.shokeikan.go.jp/top/index.html">http://www.shokeikan.go.jp/top/index.html</a></li> </ul>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 昭和館の運営						
平成19年度	560百万円(補助割合:[国10/10])					
予算額	一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )					
概要: 昭和館(東京都千代田区)において、戦没者遺族の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を伝えるために必要な実物資料、図書資料(戦争に関する基本的図書を含む)及び音響・映像情報を収集するとともに、これらの資料を入場者の閲覧・情報検索に供する事業を実施している。また、常設展示及び特別企画展により、戦中・戦後の生活上の労苦を伝える資料展示事業を実施している。さらに、これらの事業内容を新聞広告、ホームページ等により広報している。						
事務事業名 : しょうけい館の運営						
平成19年度	187百万円(補助割合:[国10/10])					
予算額	一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )					
概要: しょうけい館(東京都千代田区)において、戦傷病者等が体験した戦中・戦後の労苦を伝えるために必要な実物資料、図書資料及び音響・映像情報を収集するとともに、これらの資料を入場者の閲覧・情報検索に供する事業を実施している。また、常設展示及び企画展により、戦傷病者等の戦中・戦後の労苦を伝える資料展示事業を実施している。さらに、これらの事業内容を新聞広告、ホームページ等により広報している。						